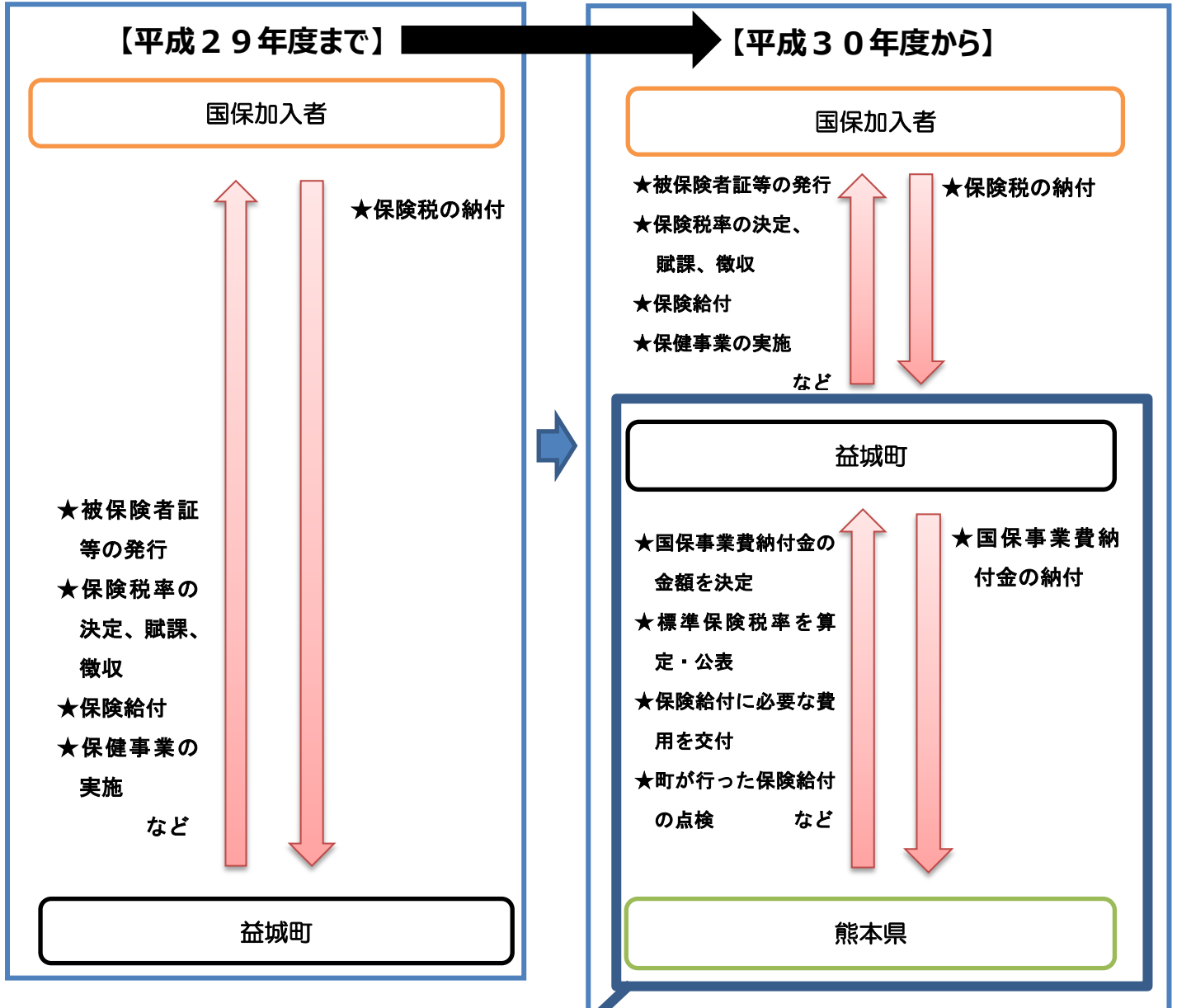


平成30年度から国保の運営に県が加わります

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に成立しました。

これにより平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指します。



この部分が変更され、都道府県ごとに必要となる医療費を推計し、保険税を決定します。

これまで、それぞれの市区町村が、市区町村ごとの医療費の見込みを出し、それをもとに保険税を算出していました。平成30年度からは、各都道府県が、都道府県内全体で必要となる医療給付費を推計し、市区町村ごとの国保事業費納付金の金額を提示。市区町村は、この納付金を納めるため国保加入者から保険税を集めます。